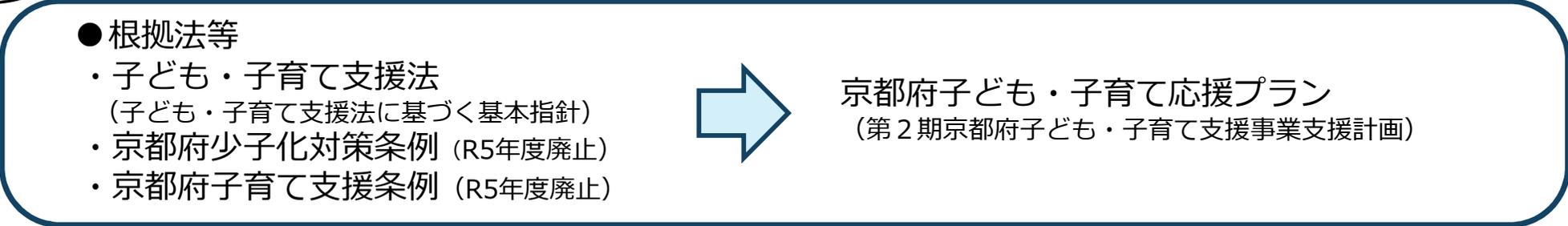


第3期京都府子ども・子育て支援事業支援計画 改定の方向性（案）①

現行

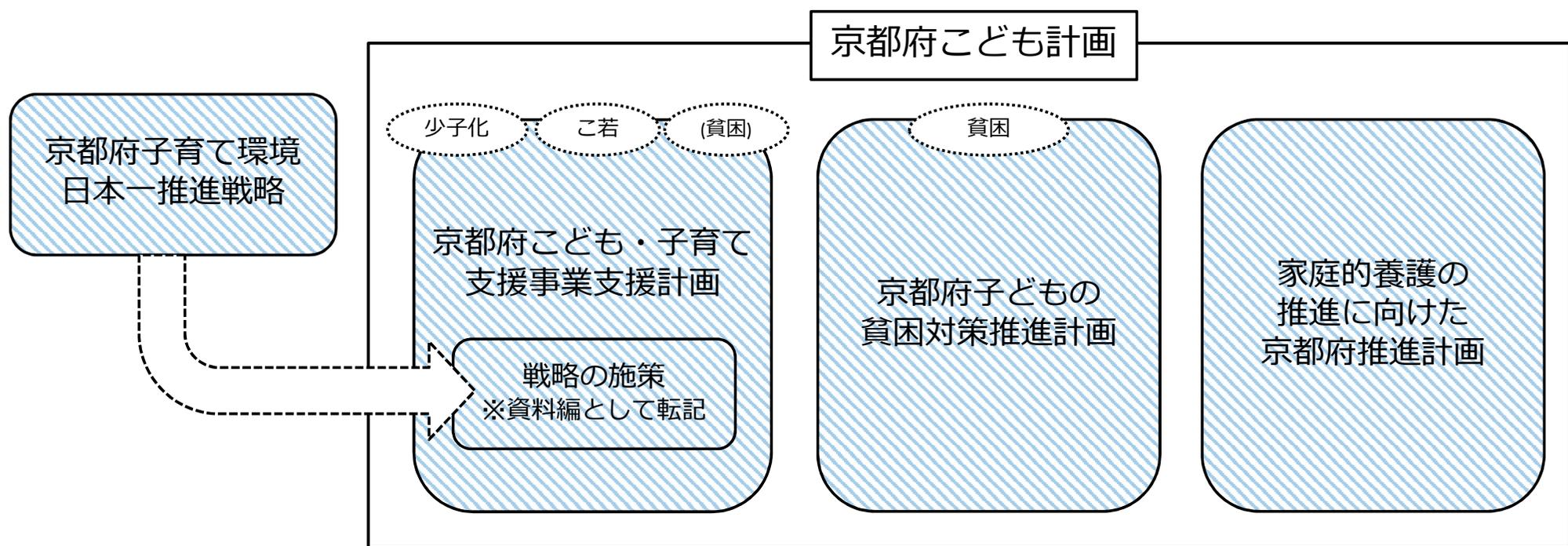


改定



京都府の子育て関係諸計画と都道府県こども計画との関係

子育て関係諸計画の指針となる「京都府子育て環境日本一推進戦略」の内容も踏まえ、今年度に改定する子育て関係諸計画をこども計画を構成する計画の一つに位置付けるとともに、相互に子育て関連計画としても位置付け整合を図る。



京都府の子育て関係諸計画

少子化 少子化社会対策基本法

こ若 子ども・若者育成支援推進法

貧困 子どもの貧困対策の推進に関する法律

第3期京都府子ども・子育て支援事業支援計画 改定の方向性（案）②

【全 般】

- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」に求められている内容に絞り込む。
- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に位置付ける。

【重点施策】

- 項目建てを法に基づく国の基本指針に合わせる。
 - ① 区域の設定
 - ② 各年度の量の見込、提供体制、実施時期
 - ③ 教育・保育の一体的提供、推進体制の確保
 - ④ 円滑な実施のための市町村連携
 - ⑤ 実施者・従事者の確保、資質向上
 - ⑥ 専門的な知識・技術を要する支援
- 新たに、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業等の量の見込や確保方策等を盛り込む。

改定計画の構成イメージ（案）

現行計画「京都府子ども・子育て応援プラン」

- I 計画の改定にあたって
 - 1 計画改定の趣旨
 - 2 計画の期間
令和2年度～6年度（5年間）
 - 3 計画の位置付け
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」に位置付け
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」の内容を盛り込む
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」の内容を盛り込む
 - ・京都府少子化対策条例に基づく「基本計画」の内容を盛り込む
 - ・「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」と関連
 - ・「就業支援・人材確保計画」「住生活基本計画」「教育振興プラン」等他分野の計画と連携
 - ・区域の設定
- II 少子化・子育ての現状
- III 計画の基本理念と基本的視点
- IV 重点施策体系
- V 重点施策
 - 1 子育てに対する意識や行動変容の促進
 - 2 出会い・結婚の環境づくり
 - 3 妊娠・出産の環境づくり
 - 4 子育ての環境づくり
 - 5 保育・教育の環境づくり
 - 6 子どもが健やかに育つ環境づくり
 - 7 社会的養護が必要な子どもへの支援
- VI 計画の目標
教育・保育の量の見込、確保方策（数表）
- VII 参考資料（用語解説）

改定計画「第3期京都府子ども・子育て支援事業支援計画」

- I 計画の改定にあたって
 - 1 計画改定の趣旨
 - 2 計画の期間
令和7年度～11年度（5年間）
 - 3 計画の位置付け
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」に位置付け
 - ・こども基本法に基づく「こども計画」に構成する計画の一つに位置付け
- II 計画の基本理念と基本的視点
- III 重点施策
 - 1 区域の設定
 - 2 各年度の量の見込、提供体制、実施時期
 - 3 教育・保育の一体的提供、推進体制の確保
 - 4 円滑な実施のための市町村連携
 - 5 実施者・従事者の確保、資質向上
 - 6 専門的な知識・技術を要する支援
- IV 計画の目標
- V 参考1 前計画に位置付けた重点施策の検証
参考2 子育て環境の現状
参考3 用語解説

- ⇒ 今年度改定の「京都府子どもの貧困対策推進計画」の中で検討
- ⇒ 条例廃止に基づき計画廃止
- ⇒ 今年度改定の左記計画において検討

4 京都府の子育て関係諸計画と都道府県こども計画との関係

子育て関係諸計画の指針となる「子育て環境日本一推進戦略」を基本とし、本計画、貧困計画等を相互に関連計画として位置付け、これらの計画を「こども計画」として位置付け

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針の事項に合わせて項目建て

ライフステージごとに記載

第3期京都府子ども・子育て支援事業支援計画の改定～ 根拠法①～

■ 子ども・子育て支援法（抜粋）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

第3期京都府子ども・子育て支援事業支援計画の改定～ 根拠法②～

■ こども基本法（抜粋）

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 （略）

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2～3 （略）

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

⇒ 子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

こども大綱に基づくこども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止・不登校のこどもへの支援・校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実・就労支援、雇用と経済的基盤の安定・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援